

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた児童福祉施設等の速やかな復旧を図るため、児童福祉施設等の災害復旧事業を行う設置者（法人種別は問わない）に対し、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において児童福祉施設等とは、別表第1に掲げる分類の施設をいう。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象は、別表第2の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表第2欄に定める設置根拠等により同表第3欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業とし、その補助率については、それぞれ同表の第4欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(補助金の交付の算定方法)

第4条 補助金の算定は、次に掲げる方法により算出された額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）を上限として、予算の範囲内において市長が決定することとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第3の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 別表第2の第1欄に定める施設の種類ごとに、別表第3の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- (3) 第1号により選定された額と、前号により算出した額を比較して少ない方の額に、別表第2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付の決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の設置場所の変更
 - ウ 認可定員

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

（変更の申請等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業の内容等に変更があった場合又は交付を辞退する場合は、補助金交付変更申請書（様式第3号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）に市長が別に定める必要書類を添えて、補助事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助事業の完了日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6

号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算交付の申請)

第10条 第5条の規定及び第8条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合であって、精算交付を受けようとする者(以下「精算交付申請者」という。)は、補助金交付申請兼実績報告書(様式第7号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条第1項第4号から第8号、及び第12号に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書(様式第8号)により精算交付申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、第9条の規定若しくは第10条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めたときは、事前に概算額を交付することができる。

2 補助金の請求は、補助金請求書(様式第9号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月5日から施行し、平成31年2月5日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	分類
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、同法第6条の3第10項及び第12項に掲げる事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第9項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、同法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所	幼保連携型認定こども園（保育所機能部分に限る） 保育所 助産施設 母子生活支援施設 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分に限る） 地域子育て支援拠点事業所
2 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設

別表第2（第3条及び第4条関係）

施設の種類の	設置根拠等	設置者	補助率
(1) 幼保連携型認定こども園（保育所機能部分に限る。）、保育所	認定こども園法第12条 児童福祉法第35条第4項	認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者 児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	3/4
(2) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第2項	児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者	3/4
(3) 幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。）	学校教育法第2条（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものに限る。）	認定こども園法第3条第1項に基づき認定を受けた者	3/4
(4) 助産施設、母子生活支援施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	3/4
(5) 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援事業を実施する法人（社会福祉法人等）	3/4

別表第3（第4条関係）

算定基準

基準額	対象経費
<p>厚生労働大臣に協議して承認を得た額 ※協議額1件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万以上）</p>	<p>保育所等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）</p>
<p>厚生労働大臣に協議して承認を得た額</p>	<p>保育所等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な工事費又は工事請負費（第3条に定める費用を除く。）</p>

豊中市長 様

法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 申請額 | 別紙（1）のとおり |
| 2 施設の種类等 | 別紙（1）のとおり |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙（1）のとおり |
| 4 事業計画 | 別紙（2）のとおり |

（関係書類）

- ア 建物の配置図、平面図及び立面図
- イ 工事請負契約書等の写（工事費内訳書等を含む。）、設計契約書等の写（設計費内訳書等を含む。）又は見積書の写
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- エ 被害状況がわかる写真
- オ その他参考となる書類

別紙(1)

災害復旧整備申請額内訳(交付申請)

施設の種類 _____
 施設の名称 _____

	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	基準額	市補助	市補助金
	総事業費	実支出	の収入額等		(査定額)	基本額	所要額
	A	B (≤ A)	C	D (=A-C)	E	F	G
合計							

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で各項目を作成すること。
 (2) E欄には、査定額を記入すること。
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額を記入すること。
 (4) G欄には、F欄の金額に、補助率を乗じて得た額とすること。(千円未満切り捨て)

別紙（２）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区分	復旧総面積 m ²	備考

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
- 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (3) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (4) 建物の構造（ 造）

5 支出済事業費総額

- (1) 主体工事費 円
- (2) 工事事務費 円
- (3) 合計 円

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は雇児発第017001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無

8 その他参考事項

歳入歳出予算（見込）書抄本

【歳 入】

豊中市補助金	円
(内訳)	
国庫負担分	円
法定豊中市負担分	円
自己資金	円
借入金	円
合 計	円

【歳 出】

工事請負費	円
工事事務費	円
合 計	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(住 所)

(法人名称)

(法人代表者職・氏名)

様

豊中市長

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付決定通知書

年 月 日で申請のあった豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金については、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付決定したので通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める児童福祉施設等に係る災害復旧事業であり、その内容は、年 月 日申請書記載のとおりとする。

2 対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

施設・事業所名	対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

3 この補助金の額の確定は、交付要綱第4条に規定する交付の算定方法により行うものとする。

4 この補助金は、交付要綱第6条に掲げる事項を条件として交付するものとする。

5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

8 事業に係る実績報告は、交付要綱第8条に定めるところにより行わなければならない。

豊中市長 様

法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付変更申請書

年 月 日付 号で交付決定通知のあった豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助事業については、次のとおり計画変更したいので豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類 豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付決定通知書の写

※ 交付申請の際に提出した関係書類について、変更のあるものその他参考となる書類をすべて提出すること。

第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付 号で通知した豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金については、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 対象経費及び災害復旧費補助金の額は、次のとおりとする。

施設・事業所名	対象経費	災害復旧費補助金の額
	金 円	金 円

- 2 取消・変更の理由

豊中市長 様

法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金実績報告書

年 月 日付 号で交付決定通知のあった豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金に係る事業実績について、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 精 算 額 | 別紙（1）のとおり |
| 2 施 設 の 種 類 等 | 別紙（1）のとおり |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙（1）のとおり |
| 4 事業実績報告書 | 別紙（2）のとおり |

（関係書類）

- ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図
- イ 工事請負契約書等の写（工事費内訳書等を含む。）、設計契約書等の写（設計費内訳書等を含む。）
- ウ 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- エ 工事契約金額報告書（別紙①）
- オ 事業の完成を確認できる全景及び補助対象部分に係る工事前後を対比した写真
- カ 工事完了を確認するに足る資料
 - ①検査済証の写し
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
 - ②工事完了届（工事施工業者発行分）
- キ 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）
※当該保育所等に抵当権を設定する場合のみ添付
- ク その他参考となる書類

別紙(1)

災害復旧整備精算額内訳(実績報告・交付申請兼実績報告)

施設の種類
施設の名称

施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	基準額	市補助金	市補助金	市補助金	市補助金	市補助金	市補助金
	総事業費	実支出	の収入額等		(査定額)	基本額	所要額	既交付決定額	確定額	受入済額	請求額(返還額)
	A	B(≤A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H	I	J	K(=I-J)
合計											

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2) E欄には、査定額を記入すること。
- (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額を記入すること。
- (4) G欄は、F欄の金額に補助率を乗じて得た額とすること。(千円未満切り捨て)
- (5) I欄には、G欄、H欄のうち最も少ない額を記入すること。

別紙（２）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考
	㎡	

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
- 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 ㎡
- (2) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (3) 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- (4) 建物の構造（ 造）

5 支出済事業費総額

- (1) 主体工事費 円
- (2) 工事事務費 円
- (3) 合 計 円

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は雇児発第017001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無

8 その他参考事項

豊中市長 様

社会福祉法人〇〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇

施工業者

株式会社 △△△建設

代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、◇◇◇施設災害復旧工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

歳入歳出決算（見込）書抄本

【歳 入】

豊中市補助金	円
(内訳)	
国庫負担分	円
法定豊中市負担分	円
自己資金	円
借入金	円
合 計	円

【歳 出】

工事請負費	円
工事事務費	円
合 計	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(住 所)

(法人名称)

(法人代表者職・氏名)

様

豊中市長

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付確定通知書

年 月 日付 号で通知した豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金については、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第9条の規定により確定したので次のとおり通知します。

- 1 対象経費及び災害復旧費補助金の額は、次のとおりとする。

施設・事業所名	対象経費	災害復旧費補助金の額
	金 円	金 円

豊中市長 様

法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付申請兼実績報告書

このことについて、次のとおり事業を実施したので、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請及び報告します。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙（1）のとおり（様式第5号の別紙（1）の様式を準用） |
| 2 施 設 の 種 類 等 | 別紙（1）のとおり（様式第5号の別紙（1）の様式を準用） |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙（1）のとおり（様式第5号の別紙（1）の様式を準用） |
| 4 事業実績報告書 | 別紙（2）のとおり（様式第5号の別紙（2）の様式を準用） |

（関係書類）

- ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図
- イ 工事請負契約書等の写（工事費内訳書等を含む。）、設計契約書等の写（設計費内訳書等を含む。）
- ウ 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- エ 工事契約金額報告書（別紙①）
- オ 事業の完成を確認できる全景及び補助対象部分に係る工事前後を対比した写真
- カ 工事完了を確認するに足る資料
 - ①検査済証の写し
（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
 - ②工事完了届（工事施工業者発行分）
- キ 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）
※当該保育所等に抵当権を設定する場合のみ添付
- ク その他参考となる書類

様

豊中市長

豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付決定兼交付確定通知書

年 月 日で申請及び報告のあった豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金については、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり交付決定及び確定したので通知します。

1 災害復旧費補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める児童福祉施設等に係る災害復旧事業であり、その内容は、年 月 日申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

2 対象経費及び災害復旧費補助金の額は、次のとおりとする。

施設・事業所名	対象経費	災害復旧費補助金の額
	金 円	金 円

3 この災害復旧費補助金は、交付要綱第6条に掲げる事項を条件として交付するものとする。

4 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めるときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

5 監査委員が必要と認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

6 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

請 求 書

年 月 日

豊中市長 様

法人住所
法人名称
代表者職・氏名

本件担当者
電話番号

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額										

ただし、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金として、上記の金額を請求いたします。

交 付 確 定 額 (概算交付決定額) (精算交付決定額)			
番 号 ・ 年 月 日			
前 回 まで 受 領 額			
振 込 先 口 座	金融機関名		
	預金種目	口座番号	
	口座名義人		
備 考			

年 月 日

豊中市長 様

法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 号で交付決定を受けた豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

- 1 豊中市児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第9条又は第10条の規定による確定額及び第11条の規定による追加確定額又は実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要災害復旧費補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）